



平成 18 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 N E C モ バ イ リ ン グ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 尾 義 武
(コード番号 9430 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 有 賀 裕
(Tel 045-476-2311)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 26 日開催の取締役会において、定款一部変更の件に関し、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の当社第 3 4 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、当社の公告の方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものです(変更案第 5 条)。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、以下のとおり変更するものであります。
 - 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利の一部を限定するための規定を新設するものです(変更案第 11 条)。
 - インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主各位に対して提供したものとすることができるようにするための規定を新設するものです(変更案第 16 条)。
 - 取締役会の機動的、効率的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものです(変更案第 24 条第 4 項)。
 - 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第 33 条)。
- (3) 株主総会の招集権者である代表取締役に事故があった場合の取り扱いについて定めようとするものであります(変更案第 14 条第 2 項)。
- (4) 平成 17 年 6 月の執行役員制度の導入後、10 名以下の取締役で経営にあたっているため、取締役の員数を減員するものであります(変更案第 20 条)。
- (5) 相談役制度の廃止に伴い、現行定款第 23 条を削除するものであります。
- (6) その他の変更部分は、上記の会社法が施行されたことに伴う規定の整備、条数・用語の変更その他所要の変更であります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月23日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年6月23日(金曜日)

以上

(別紙)

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条(条文省略) (新設)	第1章 総則 第1条～第3条(現行どおり) 第4条(機関) <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u>
第4条(公告の方法) 当社の公告は、 <u>日本経済新聞にこれを掲載する。</u>	第5条(公告方法) 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。</u>
第2章 株式 第5条(発行する株式の総数) 当社が <u>発行する株式の総数は、4800万株とする。</u> (新設)	第2章 株式 第6条(発行可能株式総数) 当社の <u>発行可能株式総数は、4,800万株とする。</u> 第7条(株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>
第6条(自己株式の取得) 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	第8条(自己の株式の取得) 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
第7条(1単元の株式の数) 当社の1単元の株式の数は、100株とする。	第9条(単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。
第8条(単元未満株券の不発行) 当社は、 <u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u>	第10条(単元未満株券の不発行) 当社は、 <u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>第11条（单元未満株主の権利）</u> <u>当社の单元未満株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に定める権利</u> (2) <u>株式割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p><u>第9条（株式取扱規則）</u> 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、单元未満株式の買取り、株券の再発行、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p><u>第12条（株式取扱規則）</u> 当社の発行する株券の種類、株主（実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）の記載事項の変更、その他株式に関する手続及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p><u>第10条（名義書換代理人）</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する。</u> 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、单元未満株式の買取り、株券の交付、届出の受理、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p>	<p><u>第13条（株主名簿管理人）</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条（基準日）</p> <p><u>当社は、毎決算期度の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会においてその権利を行使することのできる株主とみなす。</u></p> <p><u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条（招集）</p> <p><u>定時株主総会は、毎決算期の翌日から起算して3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のある場合随時これを招集する。</u></p> <p><u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて代表取締役がこれを招集する。代表取締役が2名以上の場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序による。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第14条（招集）</p> <p><u>定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のある場合随時これを招集する。</u></p> <p><u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて、取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p>第15条（定時株主総会の基準日）</p> <p><u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示）</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第13条（議長）</u> 株主総会の議長は、取締役会長がこれに当る。取締役会長が欠員であるかまたは、事故があるときは取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故のあるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>	<p><u>第17条（議長）</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第14条（決議の要件）</u> 株主総会の普通決議は、出席株主の議決権の過半数によりこれを行う。</p> <p>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によりこれを行う。</u></p>	<p><u>第18条（決議の要件）</u> 株主総会の決議は、<u>法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p><u>第15条（議決権の代理行使）</u> 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として議決権を行使することができる。但し、この場合には、代理権を証する書面を株主総会の開会前に当会社に提出しなければならない。</p>	<p><u>第19条（議決権の代理行使）</u> 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として<u>その議決権を行使することができる。</u>但し、この場合には、代理権を証明する書面を株主総会ごと<u>にその開会前に当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p><u>第16条（議事録）</u> 株主総会の議事については、<u>その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u> 前項の議事録は、<u>その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 <u>第17条（員数）</u> 当会社に<u>取締役13名以内を置く。</u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 <u>第20条（員数）</u> 当会社の<u>取締役は、10名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第18条（選任決議）</u> 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</u></p> <p>前項の決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p><u>第19条（任期）</u> 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときに満了する。</u> 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p><u>第21条（選任決議）</u> 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (現行どおり)</p> <p><u>第22条（任期）</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p><u>第20条（代表取締役等）</u> <u>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u> 取締役会は、その決議により取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</p>	<p><u>第23条（代表取締役等）</u> <u>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</u> 取締役会は、その決議により取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第21条（取締役会）</u> 取締役会は、法令及び本定款の定めに従い、当会社の業務の執行を決定する。 取締役会に関する事項については、法令<u>または</u>本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 （新 設）</p>	<p><u>第24条（取締役会）</u> （現行どおり）</p> <p>取締役会に関する事項については、法令<u>又は</u>本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。 （現行どおり）</p> <p><u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p><u>第22条（報酬及び退職慰労金）</u> 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p><u>第25条（報酬等）</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>
<p><u>第23条（相談役）</u> <u>取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 <u>第24条（員 数）</u> 当会社に監査役4名以内を置く。</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 <u>第26条（員 数）</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>
<p><u>第25条（選任決議）</u> 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</u></p>	<p><u>第27条（選任決議）</u> 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条（任 期） 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の<u>ときに満了</u>する。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時まで</u>とする。</p>	<p>第28条（任 期） 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の<u>時まで</u>とする。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時まで</u>とする。</p>
<p>第27条（常勤監査役） 監査役は、<u>互選</u>により常勤の監査役を<u>定める</u>。</p>	<p>第29条（常勤監査役） 監査役会は、<u>その決議</u>により常勤の監査役を<u>選定</u>する。</p>
<p>第28条（監査役会） 監査役会は、法令及び本定款の定めに従い、監査役の職務の執行に関する事項を定める。但し、監査役の権限の行使を妨げることとはできない。 監査役会に関する事項については、法令<u>または</u>本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。 監査役会を招集するには、各監査役に対し会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第30条（監査役会） （現行どおり） 監査役会に関する事項については、法令<u>又は</u>本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。 （現行どおり）</p>
<p>第29条（報酬及び退職慰労金） 監査役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>第31条（報酬等） 監査役の報酬<u>等</u>は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>第30条（決算期）</u> 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>第32条（事業年度）</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p><u>第33条（剰余金の配当等の決定機関）</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p>
<p><u>第31条（利益配当金）</u> 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者にこれを支払う。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p><u>第34条（剰余金の配当の基準日）</u> 当社の事業年度末における剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">当社の事業年度の間における剰余金の配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p>
<p><u>第32条（中間配当金）</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定に基づく金銭の分配（中間配当金という。）を行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p>
<p><u>第33条（除斥期間）</u> 利益配当金または前条で定める中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p>	<p><u>第35条（除斥期間）</u> 剰余金の配当が支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p>